

西大阪地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、西大阪地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「西大阪地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGの新設をすることができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「西大阪地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 情報連絡システムの整備
- (3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項のうち、別図2に示す寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府西大阪治水事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

- 1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。
- 2 平成13年 6月29日 一部改正
- 3 平成16年 6月18日 一部改正
- 4 平成19年 6月29日 一部改正
- 5 平成20年 6月27日 一部改正
- 6 平成21年 6月23日 一部改正
- 7 平成22年 6月24日 一部改正
- 8 平成23年 6月24日 一部改正
- 9 平成24年 7月 2日 一部改正
- 10 平成25年 7月16日 一部改正
- 11 平成26年 7月 8日 一部改正
- 12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。
- 13 平成30年 5月31日 一部改正
- 14 令和 元年 5月28日 一部改正
- 15 令和 2年 5月29日 一部改正
- 16 令和 3年 6月 9日 一部改正
- 17 この規約は、令和4年3月22日から実施する。
- 18 令和 4年 7月 8日 一部改正
- 19 令和 5年 5月24日 一部改正
- 20 令和 6年 5月30日 一部改正
- 21 令和 7年 5月27日 一部改正
- 22 令和 8年 5月25日 一部改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪市長
豊中市長
吹田市長

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府危機管理室災害対策課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局施設管理部防災・海上保全担当課長

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合事務局長
淀川左岸水防事務組合事務局長
大和川右岸水防事務組合事務局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
大阪海上保安監部警備救難課長

(警察機関)

大阪府警察本部警備部警備第二課長
大阪府此花警察署長
大阪府西警察署長
大阪府大正警察署長
大阪府西淀川警察署長
大阪府住之江警察署長
大阪府西成警察署長
大阪府港警察署長
大阪府淀川警察署長
大阪府東淀川警察署長
大阪府大阪水上警察署長

(消防機関)

大阪市消防局警防部警防対策担当課長

(占用事業者)

NTT 西日本株式会社 関西支店 災害対策室長
大阪ガスネットワーク株式会社 大阪事業部 導管計画チームマネージャー
関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北総務部
コミュニケーション統括グループ チーフマネージャー

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社長
阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長
京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長
中之島高速鉄道株式会社 管理部長
大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全統括部危機管理課長

(別表2)

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府危機管理室防災企画課 参事
大阪府危機管理室災害対策課 参事
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局施設管理部防災・海上保全担当課長
豊中市危機管理監
豊中市都市基盤部長
吹田市危機管理室長
吹田市下水道部長

(国関係)

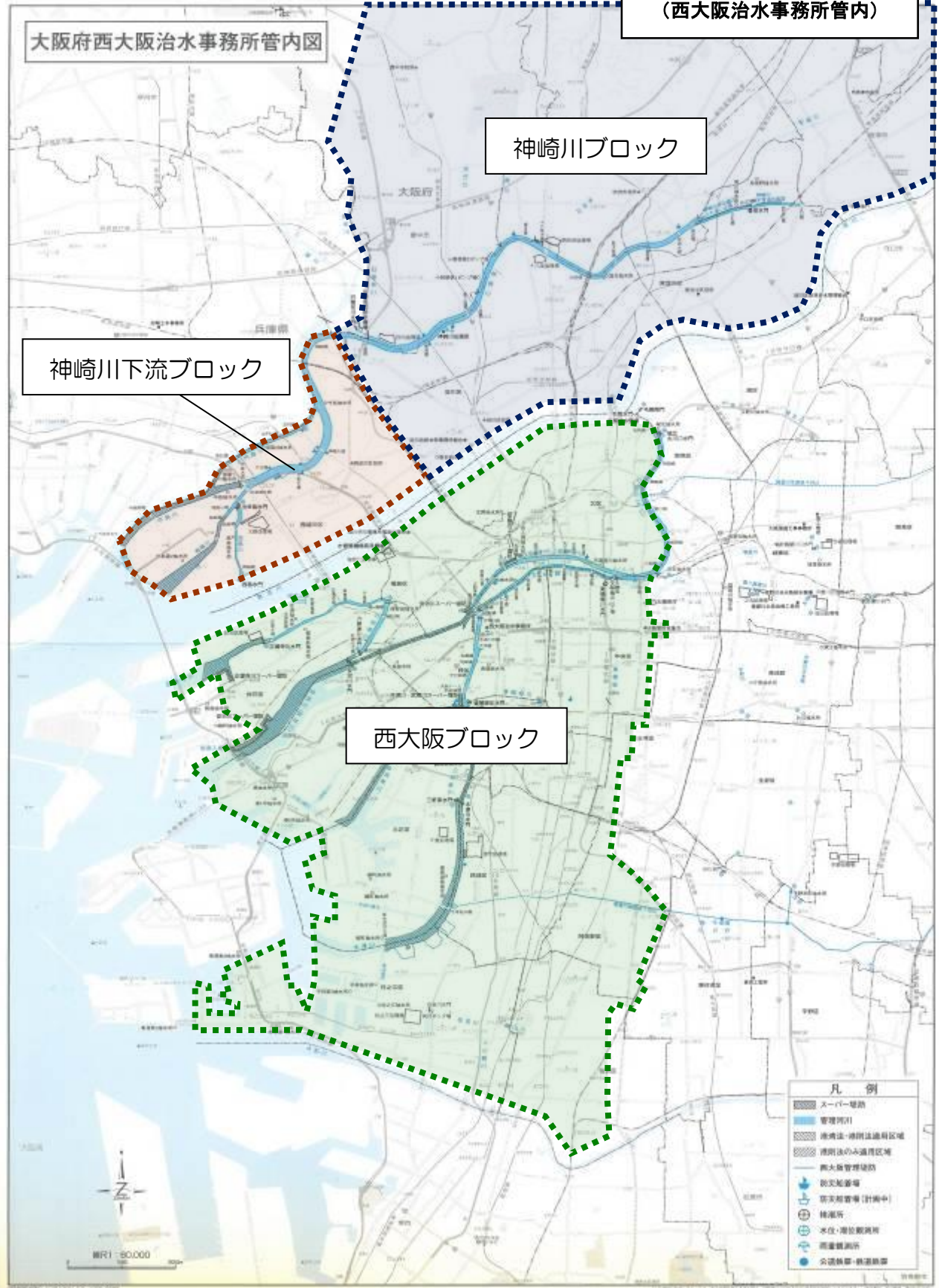
淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部気象防災情報調整官

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合総務課長
淀川左岸水防事務組合防潮課長
大和川右岸水防事務組合総務課長

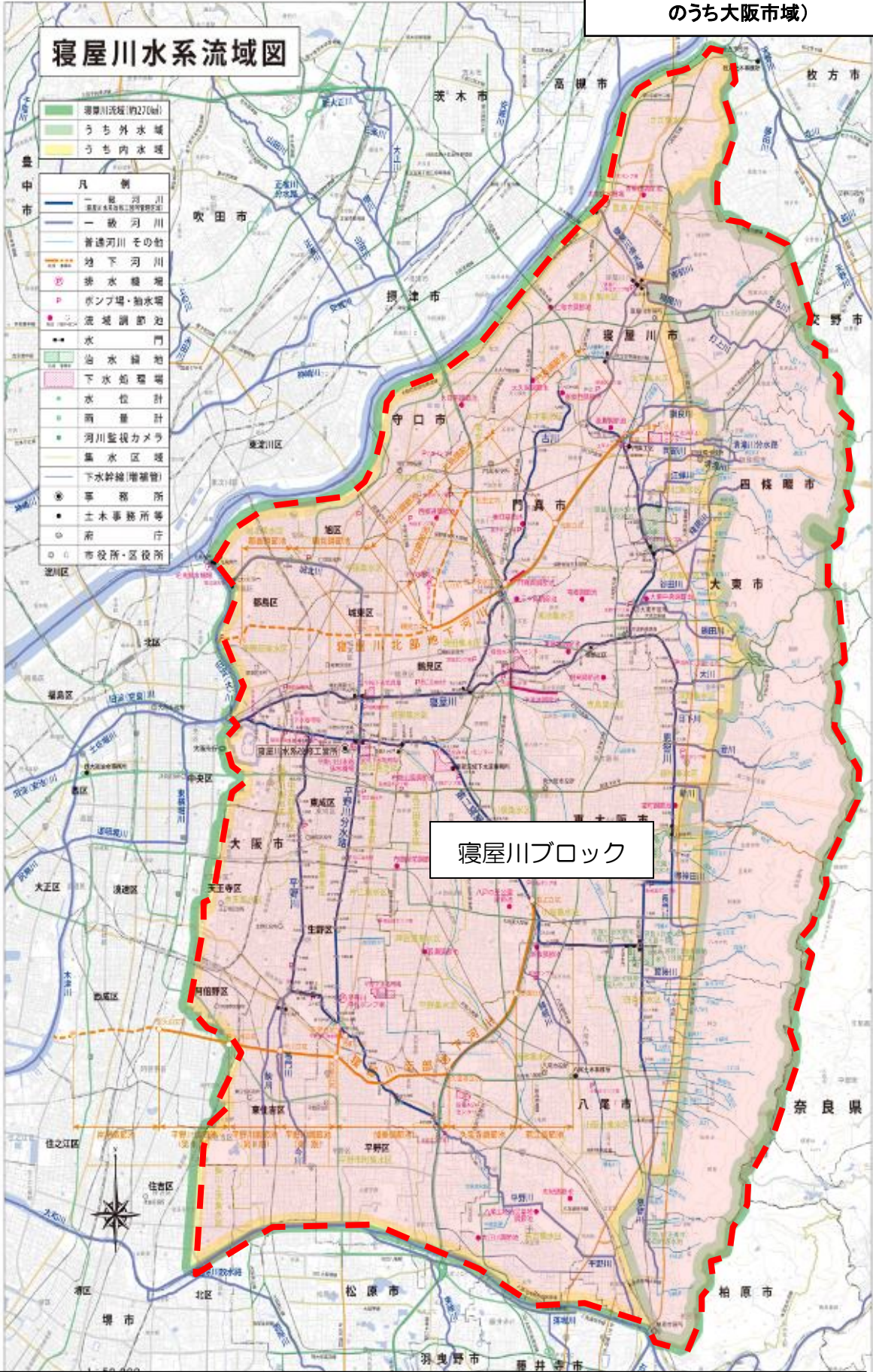
別図1 「西大阪地域」

(西大阪治水事務所管内)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

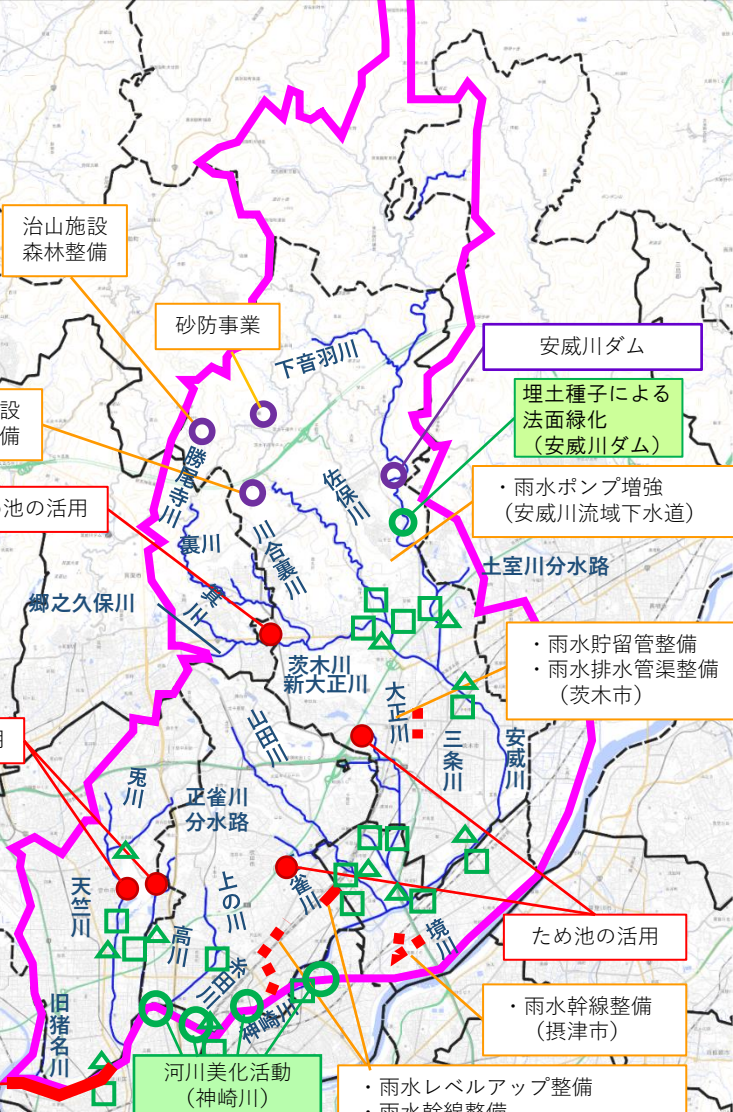
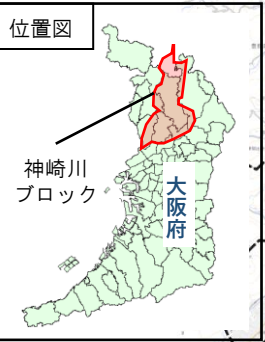
別図2「西大阪地域」
 (寝屋川水系改修工営所管内
 のうち大阪市域)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

～流域人口200万人の命と暮らしを守る流域治水の推進～

○神崎川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。旧猪名川、境川、三条川、新大正川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路、下音羽川、糸田川、茨木川、佐保川、勝尾寺川、上の川では当面の治水目標を達成しており、神崎川では時間雨量65ミリ程度の降雨、安威川、天竺川、兎川、高川、山田川、正雀川、正雀川分水路、大正川、箕川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。



- 凡例
- 河道改修
 - 貯留施設（新規）
 - 貯留施設（既存）
 - ▲ 河川カメラ
 - 水位計
 - 砂防堰堤等
 - 流域界

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・河道拡幅、河床掘削、築堤【府】
 - ・河道内の堆積土砂除去【府】
 - ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
 - ・砂防事業、治山施設・森林整備・保全【府・市】
 - ・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道

- 被害対象を減少させるための対策
- ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度【府・市町】
 - ・土地利用誘導（立地適正化計画の見直し等）等【府・市町】

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市町】
 - ・基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定【府】
 - ・ホットラインの運用（洪水・高潮・土砂）【府・市町、気象台】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（広域タイムライン）（洪水・高潮）【府・市町・民間】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（市域・町域タイムライン）（洪水・高潮・土砂）【市町】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（コミュニティタイムライン）（洪水・高潮・土砂）【市町】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・防災施設の機能に関する情報提供の充実・水害危険性の周知促進【府】
 - ・隣接市町における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市町】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・高潮・土砂災害）【府、市町】
 - ・応急的な退避場所の確保【市町】
 - ・市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町】
 - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市町】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市町】
 - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市町】
 - ・重要インフラの機能確保【市町】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町】
 - ・施設管理の高度化の検討【府】
 - ・重要水防箇所の見直し及び水防資器材の確認【府、市町】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市町】
 - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- ・水害ハザードマップの改良、周知、活用（洪水・内水・土砂・高潮）【国、府、市町】
 - ・浸水実績等の周知【府、市町】
 - ・水害の記録の整理【府、市町】
 - ・災害リスクの現地表示【市町】
 - ・防災教育の推進【府、市町】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市町】
 - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市町】
 - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【市町】
 - ・水防に関する広報の充実【市町】
 - ・水防訓練の充実【国、府、市町】

- グリーンインフラの取組み
- ・小中学校などにおける河川環境学習
 - ・自治体、住民、企業との協力による河川美化活動
 - ・ダム建設に伴う現地植生回復
 - ・安威川ダムのフラッシュ放流による安威川の河川環境の保全

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

- 神崎川ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市町が一体となって、「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河床掘削および調節池整備等に着手。
 - 【中期】 河床掘削等および調節池整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			R4年度～ 短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	神崎川の河床掘削	大阪府	[Red bar]		
	ため池の治水活用	大阪府・吹田市・茨木市・民間	[Red bar]		
	砂防施設の保全	大阪府	[Red bar with text: 定期点検による継続監視及び状況により適宜実施]		
	河道内の堆積土砂撤去	大阪府	[Red bar]		
	治山施設・森林整備	大阪府	[Red bar]		
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・豊中市・吹田市・茨木市・高槻市・箕面市	[Yellow bar]		
	土地利用誘導（立地適正化計画の見直し等）等	豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市	[Yellow bar]		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・大阪市・豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市・豊能町・象台	[Green bar with callouts: 洪水浸水想定区域指定拡大完了(R6年度), 雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)]		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・大阪市・豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市・豊能町	[Green bar]		
グリーンインフラの取組み	・河川環境学習 ・河川美化活動	大阪府・大阪市・吹田市・茨木市・摂津市・高槻市	[Light Green bar]		
	安威川ダムのフラッシュ放流による安威川の河川環境の保全	大阪府	[Light Green bar]		

河川整備等による効果

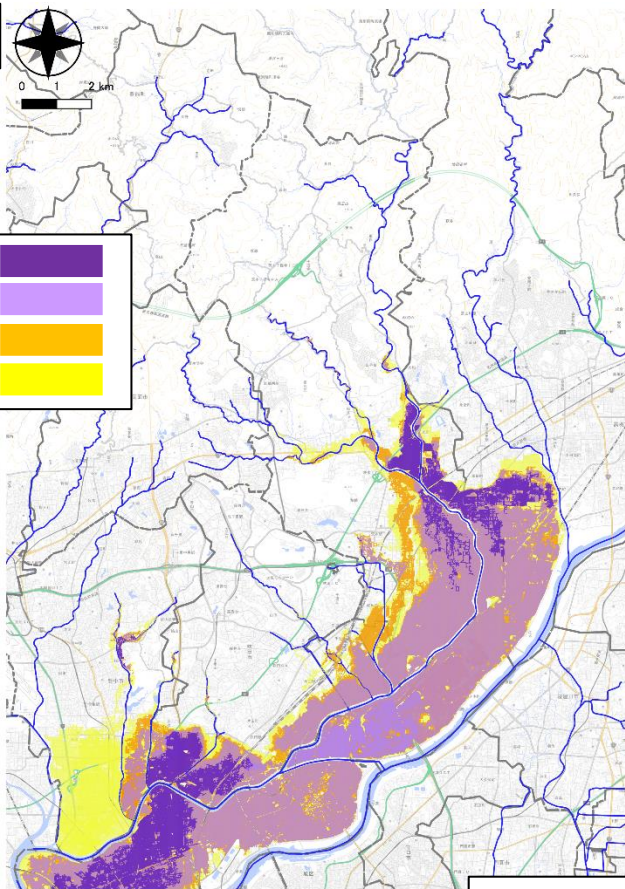
河道掘削や新規調節池の整備のほか、既存調節池やため池の活用の推進により、

神崎川：時間雨量65ミリ程度（1/40）の降雨に対し、家屋床上浸水が解消

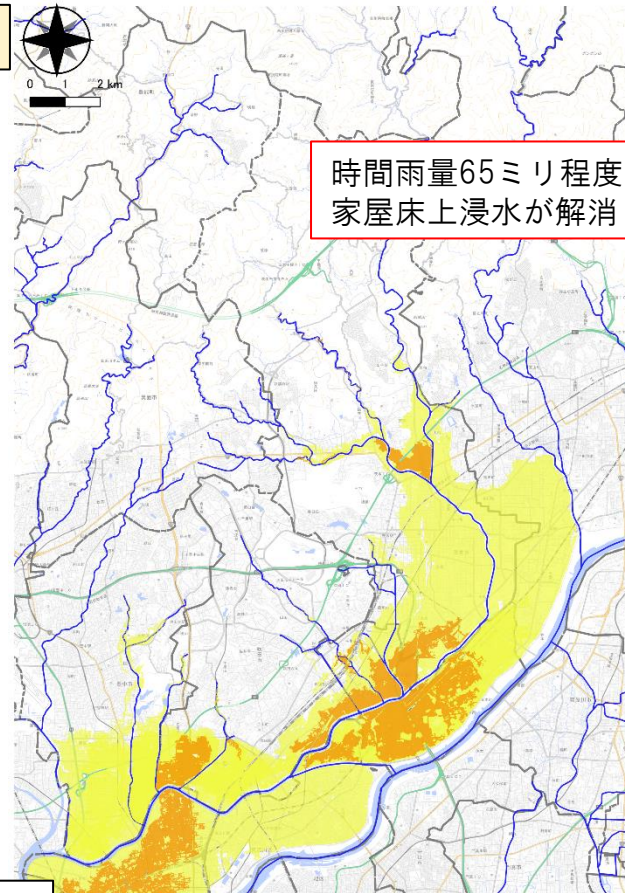
安威川、天竺川、兎川、高川、山田川、正雀川、正雀川分水路、大正川、箕川：

時間雨量65ミリ程度（1/30）の降雨に対し、家屋床上浸水が解消

現状



整備後



時間雨量65ミリ程度の降雨に対し、
家屋床上浸水が解消

「測量法に基づく国土地理院長の承認（使用）」（申請中）

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H30）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：90%

(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



4市町

(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
17施設

(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 1施設

(令和7年度実施)

立地適正化計画に
おける防災指針の作成



6市町

(令和7年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 24河川

雨水出水
浸水想定区域 6団体

(令和7年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保 洪水 8403施設
計画 土砂 57施設
高潮 4519施設

避難訓練 1307施設

(令和7年度末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

安威川ダムによる洪水対策

安威川では、洪水対策として、昭和42年7月の北摂豪雨災害を契機に計画が立案され、平成26年よりダム本体工事に着手した。令和5年9月に運用開始され完成した。豪雨災害に対して飛躍的に治水効果を高めるものであり、府民の皆様への安全・安心に向上につながるものである。



安威川ダム完成

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

吹田市の避難確保計画の取組

吹田市では、避難確保計画策定100%にするために茨木土木事務所と協力して、未策定な施設に声をかけ、策定支援をおこなうための相談会を行った。

取組結果

別日希望もあって参加施設は10施設と少数参加となった。(小中学校13施設については個別対応のため相談会の照会はかけていない。)

残りの50施設については期間を設けても100%に到達しなかったため、個別対応した。令和6年2月末に避難確保計画100%達成した。

また、直接話をすることで水害時等の備えや避難への意識向上につながった。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

摂津市の地域とともに考える水害からの広域避難の取組

摂津市では、1つの小学校区をモデルとし、多様な人が市域外への広域避難について考えるワークショップを開催した。ワークショップ参加者とともに、参加者が出演する啓発動画及び地域版防災マップを作成を行った。

ワークショップ



啓発動画



グリーンインフラの取り組み

水辺の楽校などの取組

子ども達とともに、川に入って魚の勉強や川の水質調査など河川環境学習を行うとともに、出前授業等により広く河川環境の重要性について周知活動に取り組んでいます。



自然環境に配慮した取組(フラッシュ放流)

ダムは大雨時に下流側の洪水被害を軽減する効果がありますが、同時に日ごろの雨による川の増水も減らしてしまうため、ダムから一時的に放流量を増やす『フラッシュ放流』を行うことで、人工的に川が増水する状況をつくり、川よよみの解消や川底の小石、土砂の移動などを起こし、自然の川の環境に近づけます。



放流前



放流後

河川美化活動

毎年、沿川企業、地域住民、学校などの団体が中心となり、神崎川の美化活動に取り組んでいます。



～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

○神崎川下流ブロック（神崎川、中島川、左門殿川、西島川）では、当面の治水目標として40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、河床掘削等による洪水対策を実施するとともに、避難のためのソフト対策に取り組み、流域一体となった治水対策を推進します。



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河床掘削【府】
- ・下水道等排水施設の整備

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
- ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
- ・ホットラインの運用（洪水・高潮）【府・市】
- ・タイムラインの策定・運用（広域・市域・地域）【府・市・民間】
- ・水害危険性の周知促進【府】
- ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
- ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
- ・隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
- ・応急的な退避場所の確保【市】
- ・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
- ・水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等

- ・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
- ・防災教育の推進【府、市】
- ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
- ・住民一人一人の避難計画(マイタイムライン)・情報マップの作成促進【府、市】等
- ・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【市】
- ・水防訓練の充実、避難訓練への地域住民の参加促進【府・市】
- ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

- 神崎川下流ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市が一体となって、「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河床掘削等による洪水対策に着手。
 - 【中期】 河床掘削等による洪水対策の推進。
 - 【中長期】 当面の治水目標として40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させる対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	神崎川の河床掘削	大阪府	河床掘削完了(R7年度)		
	左門殿川の河床掘削	大阪府			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・大阪市・ 気象台	洪水浸水想定区域指定 拡大完了(R4年度)		
	②平時からの住民等への周知・教育・ 訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・大阪市			

淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【事業効果の見える化】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

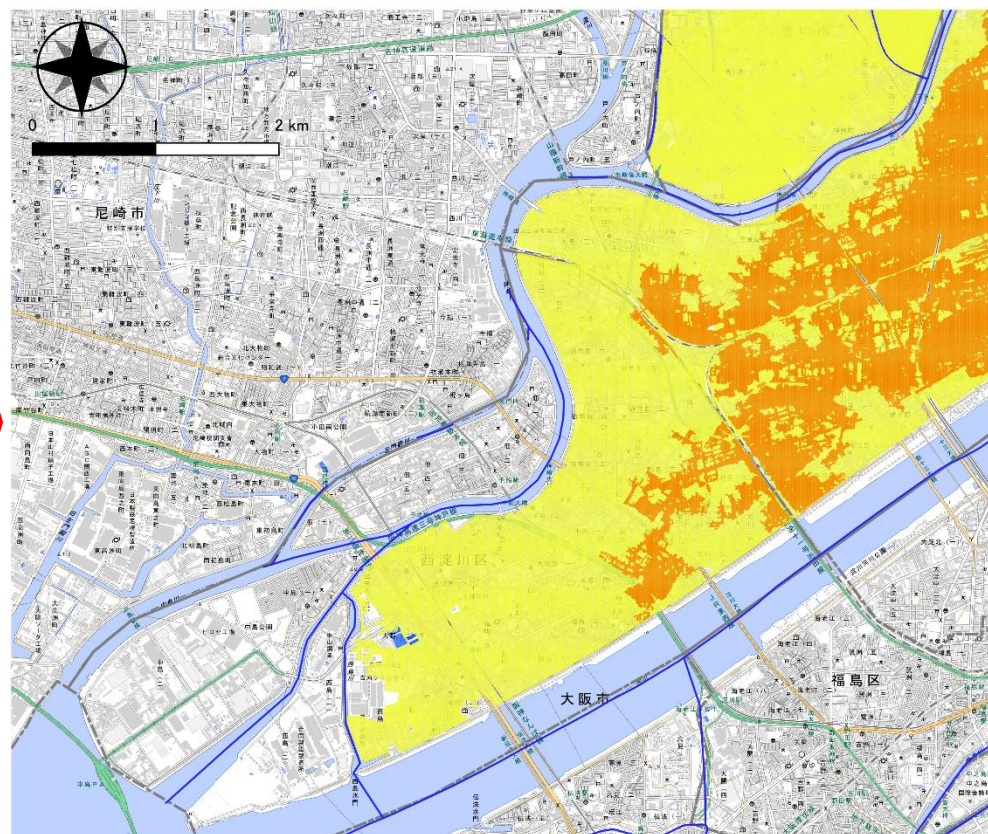
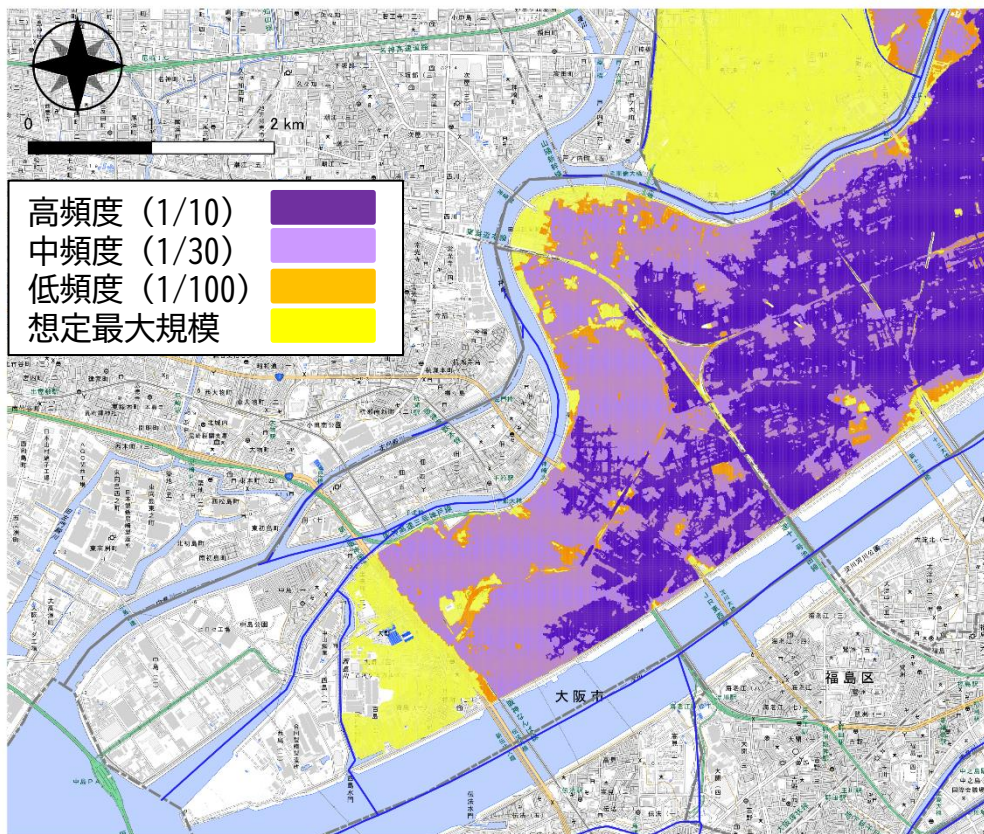
河川整備等による効果

河床掘削のほか、下水道等排水施設整備の推進により、
神崎川：40年に1度程度発生する恐れのある降雨に対し、家屋床上浸水が解消

現状

整備後

40年に1度程度発生する恐れのある
降雨に対し、家屋床上浸水が解消



※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点(H30)の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：90%
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 4河川
雨水出水
浸水想定区域 0団体
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保計画
6477施設/6478施設(洪水)
4441施設/4441施設(高潮)
4施設/4施設(土砂)
避難訓練
292施設/6478施設(洪水)
137施設/4441施設(高潮)
1施設/4施設(土砂)
(令和7年度末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河床掘削による洪水対策

神崎川下流ブロックでは、洪水対策として、当面の治水目標を40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、左門殿川、神崎川の河床掘削を実施。

河床掘削のほか、下水道等排水施設整備の推進により、40年に1度程度発生する恐れのある降雨に対し、家屋床上浸水が解消される。



神崎川河床掘削工事

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

神崎川流域洪水タイムライン

大阪府では、令和3年度に流域市、国、ライフライン事業者、鉄道事業者などの防災機関と連携して「神崎川流域洪水タイムライン」を策定。

神崎川流域洪水タイムライン

淀川・神崎川及び左門殿川 防潮扉点検操作訓練

台風による高潮の際に防潮鉄扉を閉鎖し大阪市内等を浸水被害から防ぐため、台風期に備え、毎年7月第1週目の土曜日から日曜日にかけての深夜に、国道2号及び周辺道路を通行止めし、防潮鉄扉閉鎖訓練を実施。



防潮堤点検操作訓練（左門橋）

～水都大阪を支える流域治水の推進～

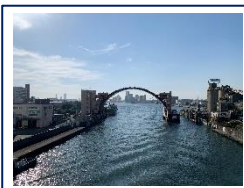
○西大阪ブロック（旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、木津川、尻無川、東横堀川、道頓堀川、住吉川、正蓮寺川及び六軒家川）では、整備対象区間において水門の改築、防潮堤等の耐震補強を実施します。



凡例

- 河道改修
- 貯留施設（新規）
- 貯留施設（既存）
- 流域界

水門改築事業
（安治川、尻無川、木津川）



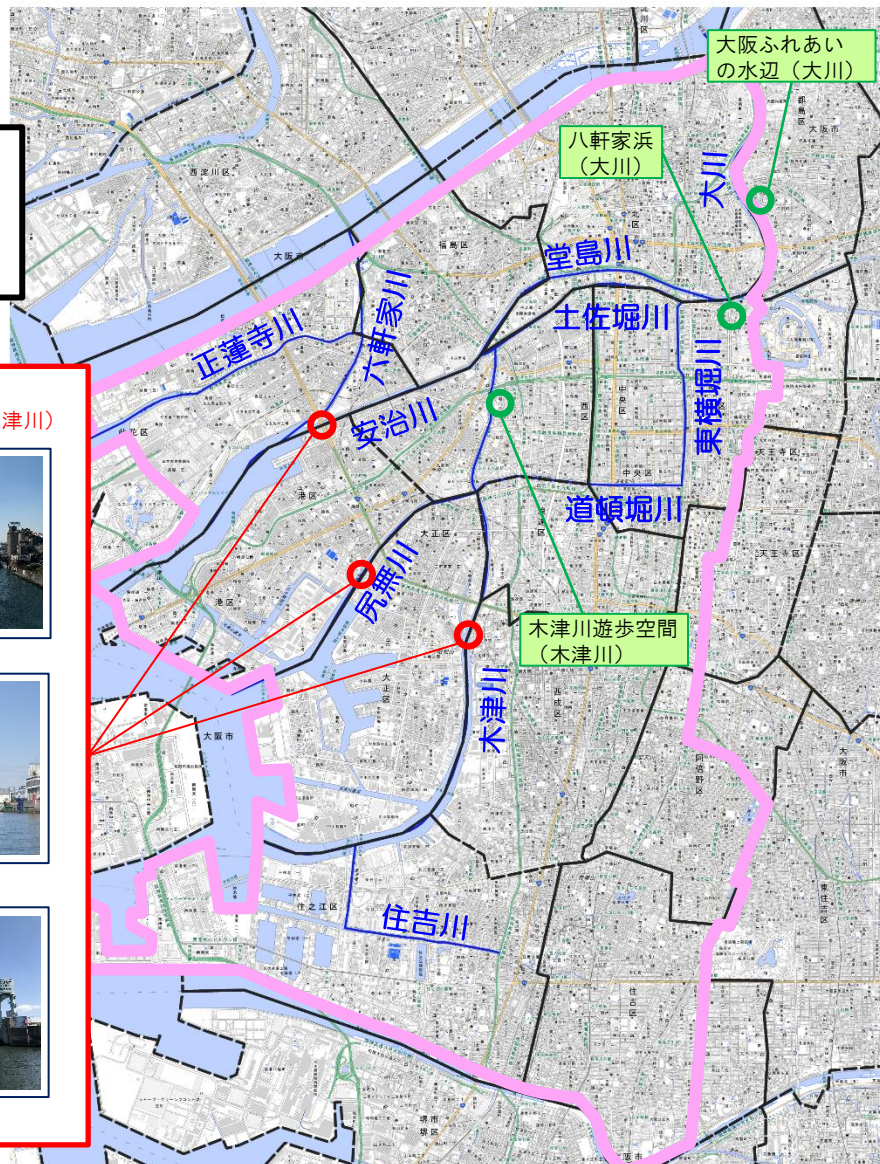
安治川水門



尻無川水門



木津川水門



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・水門の改築【府】
- ・水門・防潮堤耐震補強【市】
- ・下水道等排水施設の整備【市】

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
 - ・ホットラインの運用（洪水・高潮）【府・市】
 - ・タイムラインの策定・運用（広域・市域・地域）【府・市・民間】
 - ・水害危険性の周知促進【府】
 - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
 - ・応急的な退避場所の確保【市】
 - ・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
 - ・水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市】
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
 - ・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
 - ・住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）・情報マップの作成促進【府、市】
 - ・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【市】
 - ・水防訓練の充実、避難訓練への地域住民の参加促進【府・市】

● グリーンインフラの取組み

- ・水辺の賑わい空間創出【府・市・民間】
- ・自治体、住民、企業との協力による河川美化活動【府・市・民間】

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

● 西大阪ブロックでは、整備対象区間において水門の改築を実施する。

- 【短期】 水門の改築工事に着手。
- 【中期】 水門の改築工事の推進。
- 【中長期】 水門の改築工事を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	水門の改築	大阪府	水門改築工事完了		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・大阪市・気象台	洪水浸水想定区域指定 拡大完了 (R4年度)	洪水浸水想定区域指定 (大阪市管理河川) (R7年度)	
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・大阪市			
グリーンインフラの取組み	・水辺の賑わい空間創出	大阪府・大阪市・民間			
	・河川美化活動	大阪府・大阪市・民間			

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【事業効果の見える化】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

河川整備等による効果

西大阪ブロックでは、時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、家屋床上浸水は発生しない。

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：100%
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 9河川/9河川
雨水出水浸水想定区域
未作成
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保計画
6240施設/6240施設(洪水)
4225施設/4225施設(高潮)
避難訓練
178施設/6240施設(洪水)
63施設/4225施設(高潮)
(令和7年度末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

三大水門（安治川、尻無川、木津川）の改築

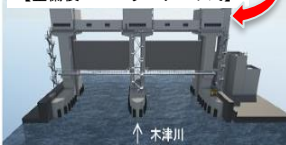
大阪府では、三大水門（安治川、尻無川、木津川）について、1970年（昭和45年）の完成以来約50年が経過しており、寿命が迫っていることが明らかになっている。また、東日本大震災を契機に、津波遡上対策として三大水門を閉鎖することを検討した結果、三大水門の閉鎖は津波被害の軽減策として有効である一方、津波の外力により水門が損傷し、開閉が困難となる可能性も明らかとなった。このため、さらに対応策を検討した結果、三大水門を津波にも耐えうる新たな水門に更新することとして、三大水門の更新事業を進めている。

【現況：バイザーゲート式】

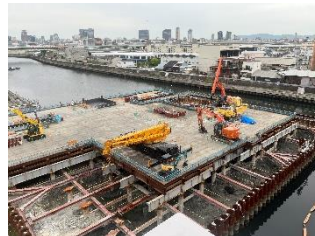


木津川

【整備後：ローラーゲート式】



木津川



↑ 木津川新水門工事状況
(R8.4撮影)

← 水門改築イメージ図（木津川）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

津波・高潮ステーションにおける防災教育

津波・高潮ステーションは、かつて大阪を襲った津波や、近い将来必ず大阪を襲うと言われている南海トラフ地震と津波についての正しい知識を習得していただくとともに、地震、津波発生時の対応などを学べる施設である（2009年（平成21年）9月開館）。津波・高潮に精通した館内ガイドによる解説を行い来館者に対して災害の事実を伝えるとともに、校外学習の場として毎年小中学校の団体等を受け入れるなど、継続的な防災教育の取組を実施している点が評価され、2025年（令和7年12月）に「NIPPON防災資産」に優良認定された。



津波・高潮
ステーション

グリーンインフラの取り組み

水辺の賑わい空間創出

大阪府では、大川における『大阪ふれあいの水辺』や『八軒家浜（八軒家浜防災船着場・川の駅はちけんや）』、木津川における『木津川遊歩空間（トコトコダンダン）』などの水辺空間が整備され、多くの方々に利用される水辺の賑わい空間となっている。



大阪ふれあいの水辺

八軒家浜
(川の駅はちけんや)

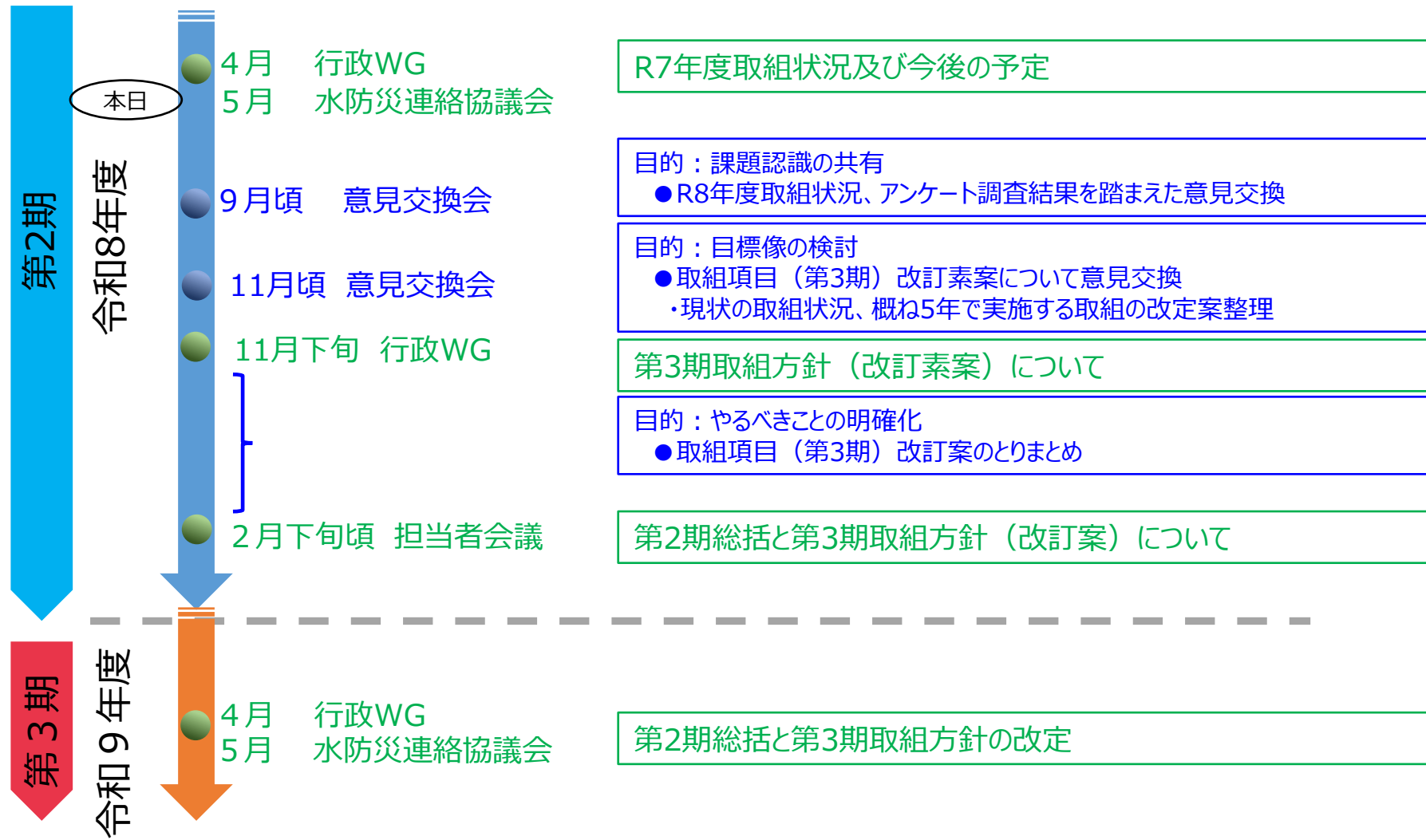


目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表

具体的な取組の柱		主な取組内容	取組状況
事 項【大分類】	具体的な取組【中分類】		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
①情報伝達、避難計画等に関する事項			
	洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの運用)	ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。	ホットラインの名簿を更新し、連絡体制を再確認した。
	高潮時における海岸管理者等からの情報提供等 (高潮氾濫発生情報の運用)	高潮氾濫発生情報の伝達方法等について、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	訓練等を通じて抽出された課題を整理し必要に応じて見直しの検討を行った。
	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【広域】	神崎川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	大型台風の接近に備え、タイムラインを1回発動したがステージ3で終了。実運用上の行動に齟齬はなかった。今後も必要に応じて見直しの検討を行う。
	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	府内における市町村タイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した多機関連携型タイムラインを、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	必要に応じて見直しを実施。
	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【コミュニティ】	【地域(コミュニティ)単位タイムラインの作成】 地域(コミュニティ)単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
		【地域(コミュニティ)単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	必要に応じて見直しを実施。
	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域の多機関連携型タイムラインを検討・作成する。	府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した広域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	必要に応じて見直しを実施。
	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 吹田市において、避難情報の発令基準の作成を検討する。	避難情報の発令基準の作成を検討した。
		【多機関連携型タイムラインの作成】 各市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。	府内における多機関連携型タイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した各市域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	必要に応じて見直しを実施。
	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【コミュニティ】	【地域(コミュニティ)単位タイムラインの作成】 地域(コミュニティ)単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
		【地域(コミュニティ)単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	必要に応じて見直しを実施。
	水害危険性の周知促進	【水位周知下水道の指定】 ・地下街等の水位周知下水道の検討を進めるとともに、大阪府水防計画への反映について検討する。	大阪府で、梅田地区において地下街管理者に対し下水道管渠の水位情報の提供を行っているが、さらなるソフト対策の推進に向け、新たな水位情報の活用のための取り組みについて検討中。
	ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成 ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国・気象台)	大阪府河川防災情報でスマートフォンに対応した閲覧画面をR4.12から公開した。 防災情報等で用いる予報用語については適宜見直しを実施。
	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・高潮災害)	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。	9087か所のうち9087か所で計画作成済み。
		【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる。	9087か所のうち1134か所で訓練実施済み。

具体的な取組の柱		主な取組内容	取組状況
事項【大分類】	具体的な取組【中分類】		
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
	想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の雨水出水浸水想定区域図を作成し周知を行う。	吹田市において実施済み。
	水害ハザードマップの改良、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・旧淀川筋における、想定最大規模の浸水想定区域図のハザードマップへの反映、配布を実施する。 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。 【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。 【内水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	大阪市、吹田市において実施済み。 大阪市において実施済み。 大阪市、吹田市において実施済み。
	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化。 ・出前講座などによる防災教育の推進。	・大阪府内の高校教師を対象に気象に関する研修を実施した。大阪市内の小学校で理科特別授業を実施した。 ・大阪市立図書館でパネル展示と出前講座を行った。大阪市西区、阿倍野区、吹田市が主催する防災イベントに展示ブースを出展した。
	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して、専門家による支援を行い、協議会の場等で共有する。	防災関係機関・団体での事例を協議会他の会議で共有した。 大阪府内市町村防災対策協議会との共催により、自主防災組織リーダー研修を例年開催。
	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有。	協議会等の場を活用して、各市の取組を共有した。
(2) 被害軽減の取組			
①水防体制の強化に関する事項			
	水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	・水防団員確保に向け、これまでの取組を行うとともに、新たな広報手段の検討を行う。	水防事務組合においてSNSでの発信やケーブルTVによる放送、自治会との連携による団員確保の手段を実施。新たに、大阪市立デザイン教育研究所とコラボし若者をターゲットとした啓発ポスターを作成。その他においても引き続き、より効果的な広報手段の検討を行っていく。
	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施を行う。	関係機関との訓練内容の検討や連携、地域住民の訓練参加を検討した。
	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。	防潮扉等操作訓練への参加による関係機関との情報伝達訓練などを実施し、水防団間の連携を図った。
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項			
	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実 （耐水化、非常用発電機等の整備）	市庁舎、市立病院等の非常用電源設備の耐水化対策の実施検討を行う。	各市において実施予定。
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に各市において排水計画の検討を行う。	今後、他の事例を確認した上で、計画の作成を検討を行う予定。
	浸水被害軽減地区の指定	・各市において、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。	他事例の情報を共有し、今後の指定の検討を行った。
	流域全体での取組み	・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化を推進する。	下水道施設の設計、整備を推進した。
	土地利用誘導	・立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する。	豊中市において令和5年度に防災指針を策定予定。
(4) 防災施設の整備等に関する事項			
防災施設の整備等に関する事項			
	堤防等防災施設の整備 （洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川、下水施設等の整備は、「神崎川ブロック」「神崎川下流ブロック」「西大阪ブロック」流域治水管理図に基づき推進する。	各ブロックにおいて着実に事業を実施するための予算確保などに努める。
	水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保	【水門・樋門・防潮施設等の更新・高度化】 ・樋門、水門、防潮施設等の更新を実施 ・鉄扉等の遠隔監視化など機能高度化を実施 【樋門等操作規則策定】 ・下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する。	木津川水門の更新、下水道ポンプ施設の更新を実施中、鉄扉の遠隔操作化に向けた検討を実施。 ポンプ更新時など適宜、策定した操作規則の見直しを実施。
(5) 減災・防災に関する国の支援			
	減災・防災に関する国の支援 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付金や起債対象事業の周知	行政WGにおいて国通知文の説明、周知を実施。

■ 令和8年度に10年目を迎え第2期が終了する中で、現在の取組進捗状況や課題を整理・把握し、行政WG等関係者と※意見交換を行いながら、第3期に向けて今後の5年間の取組の見直しを行う。
 ※アンケート照会等を通じ、事務局と各地域と意見交換



- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要。下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく
- ▶河川管理者として取り組むべき避難行動支援策を整理した「**風水害に備えた避難行動支援の実施計画**（R8年3月）」を**着実かつ継続的に推進**していく。
⇒次期「**5年間で実施する具体的な取組**」に本計画の**目標（KPI）**を組み込み、取組みを推進

◆令和8年度の大阪府の主な取組み◆

流域治水プロジェクトの充実・強化

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進
気候変動による将来的な降雨量増大への備え

- ・河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す
- ・気候変動の影響を踏まえた治水計画の変更に向け、変更手法について検討

②特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を検討

- ・芥川の特定都市河川指定を参考に、その他河川においても指定拡大を目指す

③リスク周知

知る（認識）

日常から府民がハザードマップを確認し、自分の地域の危険性を知ってもらうよう、リスク周知を継続

- ・水害ハザードマップの周知方法の工夫
- ・災害リスクの現地表示の増加

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の取組み

④適切な防災情報の提供

捉える（自分事化）

洪水時等においても、わかりやすい河川防災情報の提供に努め、府民向け公開サイトの利用促進を目指す

- ・水位周知河川の指定拡大
- ・水位計等の増設
- ・情報発信方法の工夫
- ・観測機器等の改良

⑤避難の実効性の向上

備える（行動）

実際の避難に備え、日頃からの訓練により習慣化させるなど、当たり前の行動にすることを旨とする

- ・避難訓練実施の支援
- ・コミュニティタイムライン作成の促進
- ・府民へ避難訓練を働きかけ

⑥意識啓発

府民の「自分事化」に向けた意識啓発を継続し、日頃から避難のタイミングを決めておくなど「自助」の意識を強化

- ・府や市町村の教育機関との連携
- ・理解しやすい教材などの工夫
- ・日常生活における防災意識の向上

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(1/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13~17	
① 知る (認識)	1. リスク周知	【実施主体：市町村】 ・水害ハザードマップの周知方法の工夫 ・災害リスクの現地表示の増加	【項目】 ・これまでの全戸配布に加え、ハザードマップの見方や具体的なリスク等について説明することを重点化 ・府も河川管理者として、都市浸水等のメカニズムを説明するなど支援 ・まるとまちごとハザードマップの継続取組 【KPI】 ・内容等の説明回数 3回程度/年・各市町村（イベント等の説明機会を含む） ・現地表示実施の市町村数 43(11)市町村	重点実施					中間年で振り返り・見直し	
		継続実施								
		※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。								
② 捉える (自分事化)	2. 適切な防災情報の提供	【実施主体：府】 ・水位周知河川の指定拡大 ⇒更に確実かつ適切に水位情報を発信するため、指定を拡大	【項目】 ・R8年度～R9年度に指定候補河川を整理し協議を実施 【KPI】 ・水位周知河川指定の河川数 40(26) 河川 ※洪水予報・水位周知として39河川を指定済	整理	協議	運用	指定手続き			
		【実施主体：府、市町村】 ・情報発信方法の工夫	【項目】 ・行動を促す情報発信の検討 【KPI】 ・公開サイト閲覧数(出水時)130万(93万)回 ※R5年台風2号来襲時実績値	適宜実施						
		【実施主体：府】 ・水位計等の増設 ⇒はん濫情報の発信など更なる情報の充実（水位計、量水標、河川カメラの増設） ・観測機器等の改良 ⇒新技術・DXを活用した、はん濫・決壊情報等の発信	【項目】 ・R12年度までに新設の水位計50箇所を運用（量水標含む） ・R12年度までに新技術（AIカメラ等）を導入 【KPI】 ・水位計設置の河川数 135(94) 河川 ・量水標設置の河川数 135(94) 河川 ・河川カメラ設置の河川数 135(74) 河川	基本設計	詳細設計	設置・システム工事				

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また()内はR8.1末時点の実績

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(2/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13~17	
③ 備える(行動)	3 避難の実効性の向上	【実施主体：施設管理者、市町村】 ・避難訓練の実施率の向上	【項目】 ・避難訓練実施率の向上に向けた講習会等の支援を重点化 ・府は、施設管理者や市町村に対して支援を継続 【KPI】 ・避難訓練の実施率 100(20)% ※府域全体で	継続実施					中間年で振り返り・見直し ※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。	
		【実施主体：市町村】 ・コミュニティタイムライン作成の促進	【項目】 ・コミュニティタイムライン作成促進に向けた講習会等の支援を継続 ・府は、府民や市町村に対して支援を継続 【KPI】 ・コミュニティタイムライン作成済みの市町村数 43(28) 市町村	継続実施						
		【実施主体：府、市町村】 ・府民へ避難訓練を働きかけ ⇒大阪880万人訓練、各市町村の訓練など	【項目】 ・継続取組（避難訓練等への参加呼びかけ） 【KPI】 ・働きかけ実施の市町村数 43(未集計)市町村	継続実施						
防災教育など	4 意識啓発	【実施主体：府、市町村】 ・府や市町村の教育機関との連携 ・理解しやすい教材などの工夫	【項目】 ・小中学校等における防災教育（出前講座、水辺の楽校など）の強化 ・出前講座などの防災教育を強化 ・都市浸水等のメカニズムが理解できる教材を作成 ・災害の解像度の向上（被害想定具体化） 【KPI】 ・防災教育実施の市町村数 43(未集計) 市町村 ※理解しやすい教材活用	ヒアリング・素材作成	運用・位置付け			シナリオ作成・住民周知		
		【実施主体：府】 ・日常生活における防災意識の向上	【項目】 ・駅構内デジタルサイネージ等による防災啓発 【KPI】 ・防災啓発での連携事業者数 7(-)者	協議	継続実施					

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また()内はR8.1末時点の実績

流域治水の推進（推進体制（継続））

- ▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶引き続き**管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い**、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

大阪府

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川室河川整備課参事

河川砂防グループ

地域支援・防災グループ

計画グループ

「河川法」
に基づく河川整備

「砂防法」等
に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め方に基づく「防ぐ」施策を推進

「水防法」
に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

<防災対策>

- ▶風水害
- ▶地震

<まちづくり・地域支援>

- ▶都市計画事業認可
- ▶管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」など

- ▶立地適正化計画における防災指針策定
- ▶水害に強いまちづくりの推進
- ▶ダム事前放流の調整
- ▶ため池等既存ストックの治水活用の推進
- ▶特定都市河川、特定都市河川流域指定

※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

流域治水
「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく治水対策の方向性整理

R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

意見交換を踏まえ、指定を検討



市町村

- ▶リスク周知等
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知 ほか

- ▶土地利用誘導
立地適正化計画における防災指針の策定 ほか

- ▶要配慮者利用施設の避難確保計画
計画策定や避難訓練実施の支援 ほか

- ▶特定都市河川の指定
モデル流域や指定候補の検討・抽出 ほか

4月

行政WG

- プロジェクト更新案の確認
- プロジェクト推進スケジュール表の確認

5月

協議会

- プロジェクト更新案の承認 ⇒ プロジェクト公表

6月

進捗状況調査

- 進捗状況の追記（6月末）

10月

進捗状況調査

- 進捗状況の追記（10月末）

11月

行政WG

- 進捗状況の中間確認
- 取り組み課題への対応検討

2月

進捗状況調査

- 進捗状況の追記（3月末見込み）

3月

行政WG
(担当者会議)

- 当該年度の進捗確認
次年度のプロジェクトの変更案（新規事項等）

適時、事務局による相談・支援

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率:
100% (西大阪ブロック)
90% (神崎川・神崎川下流ブロック)
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



農地 0ha
農業用施設 0箇所
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土石流対策



治山対策 0箇所
土石流対策 0施設
(令和7年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



未作成
(令和7年度末時点)

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 10河川/10河川
雨水出水浸水想定区域 作成済
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画
6240施設/6240施設(洪水)
4225施設/4225施設(高潮)
避難訓練
178施設/6240施設(洪水)
63施設/4225施設(高潮)
(令和7年度末時点)

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
<p>【逃げる】 市民の防災意識を向上を目的とし、誰にでもより分かりやすい新たなハザードマップを作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ作成のための資料や情報収集 ・庁内関係部局と意見交換 ・新たなハザードマップの公表 			

令和8年度 西大阪地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案） 豊中市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：90%

（令和7年度末時点）

農地・農業用施設の活用



農地 0ha
農業用施設0箇所

（令和7年度末時点）

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設

（令和7年度末時点）

山地の保水機能向上
および
土石流対策



治山対策 0箇所
土石流対策 0施設

（令和7年度実施）

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済

（令和7年度末時点）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 1河川/1河川
雨水出水浸水想定区域
作成済

（令和7年度末時点）

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画
427施設/428施設
避難訓練
189施設/428施設

（令和7年度末時点）

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 （どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など）	進捗状況（R8.6末） ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況（R8.10末） ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況（R9.3末） ①計画通り ②計画通りでない ③その他
マイ・タイムライン作成支援ツール	1年を通して、出前講座・アドバイザー派遣により周知・啓発を行う。			
災害個別避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムを活用して事務運用、マニュアル作成。 ・個別避難計画関係者へ新システムの周知。 ・年数回会議開催。 ・7月：新規対象者へ状況調査を実施する。 ・9月：作成支援者へ個別避難計画の作成を依頼する。 ・10月：個々に緊急避難施設を決定する 			

令和8年度 西大阪地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）吹田市

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：90%

（令和7年度末時点）

農地・農業用施設の活用



農地 0ha
農業用施設 0箇所

（令和7年度末時点）

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設

（令和7年度末時点）

山地の保水機能向上
および
土石流対策



治山対策 0箇所
土石流対策 0施設

（令和7年度実施）

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



未作成

（令和7年度末時点）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 1河川/1河川
雨水出水浸水想定区域 作成済

（令和7年度末時点）

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 237施設/237施設
避難訓練 36施設/237施設

（令和7年度末時点）

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 （どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など）	進捗状況（R8.6末） ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況（R8.10末） ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況（R9.3末） ①計画通り ②計画通りでない ③その他
<p>【凌ぐ】</p> <p>前年度に作成した防災啓発冊子である防災ブックのデータを基に、国籍や障がいの有無に関わらず等しく情報を届けるため、多言語版、点字版を作成し、情報提供の充実に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4月：関係部局と作成にあたり意見交換 業者へデータ作成依頼 5月：印刷業者へ製本依頼 8月：冊子の周知・配布を実施 			
<p>【逃げる】</p> <p>要配慮者利用施設における避難訓練の実施率向上を目的として、訓練内容の周知及び訓練実施結果報告の方法について周知を実施する。訓練実施について必要があれば支援を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5月：関係部局へ、訓練方法、報告方法について意見交換、各施設へ周知を実施 7月：実施状況について、関係部局から情報収集 10月：訓練未実施施設への対応 1月：実施状況調査 3月：実施状況調査 			